議　事　日　程　　（第４号）

令和７年１月21日（火）午前10時開議

日程第１		総務経済委員会の閉会中の継続審査
日程第２		総務経済委員会付託の議案第102号について審査の期限を付すことについて
日程第３	議案第102号	湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について
日程第４	議案第１号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第５	議案第２号	湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第６	議案第３号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第７	議案第４号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第８	議案第５号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第９	議案第６号	湖西市給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第７号	令和６年度知波田配水場更新工事の契約締結について
日程第11	議案第８号	令和６年度湖西市一般会計補正予算（第８号）
日程第12	議案第９号	令和６年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第13	議案第10号	令和６年度湖西市水道事業会計補正予算（第２号）
日程第14	議案第11号	令和６年度湖西市病院事業会計補正予算（第１号）

○本日の会議に付した事件……議事日程に掲げた事件に同じ
○出席及び欠席議員……出席表のとおり
○説明のため出席した者……出席表のとおり
○職務のため議場に出席した事務局職員……出席表のとおり

午前10時00分　開議

○議長（馬場　衛）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

○議長（馬場　衛）　事務局長から報告事項を申し上げます。事務局長。

〔議会事務局長　内山浩二登壇〕

○議会事務局長（内山浩二）　議案書の受理について申し上げます。本日、市長から提出されました議案は11件でございます。その内容は、条例の一部改正６件、令和６年度補正予算４件、その他１件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場　衛）　次に、損害賠償の額の決定及び和解について、環境部長から報告がございます。環境部長。

〔環境部長　石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之）　損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関して行いました専決処分について、同条第２項の規定により御報告いたします。お手元の報告書を御覧いただきたいと思います。

事故の概要は、令和６年７月30日火曜日、午前６時頃、利木墓園内で墓参りを終えた利用者が駐車場へ向かって坂を下って歩いていたときに、墓園内のＵ字溝に設置してあったグレーチングに右足を乗せたところ、グレーチングが坂の下へ滑ったことにより、足を取られ尻餅をつく形で転倒し、腰椎を圧迫骨折したものであります。

令和６年12月25日に損害賠償額として13万2,904円を支払うことで、相手方との示談が成立いたしましたので、専決処分をさせていただきました。

なお、この費用につきましては全額保険で補塡されるものであります。

再発防止策としましては、固着できていなかったグレーチングを固着する修繕を実施し、再発防止を図っております。今後は、現場の週１回の施設点検における危険箇所の発見を強化してまいりたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（馬場　衛）　次に、損害賠償の額の決定及び和解について、産業部長から報告がございます。産業部長。

〔産業部長　太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明）　損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関し行いました専決処分について、同条第２項の規定により御報告いたします。お手元の報告書を御覧いただきたいと思います。

事故の概要は、令和６年９月15日日曜日、午後９時頃、利用者が新居弁天海釣公園５番堤防において釣りをしていたところ、転倒防止柵に足をかけたときに柵が破損をし、そのまま海へ転落し打撲を負ったものでございます。

令和６年12月25日に損害賠償の額として24万2,148円を支払うことで、相手方との示談が成立いたしましたので、専決処分をさせていただきました。

なお、この費用につきましては全額保険で補塡をされるものであります。

今回の事案を受けまして、現場施設の点検頻度を月１回から週１回に見直し、安全性の確保に努めております。

今後も施設管理を徹底し、利用者の安全確保、再発防止に向けて取り組んでまいります。誠に申し訳ありませんでした。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（馬場　衛）　報告は終わりました。

午前10時05分　開議

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

―――――――――――――――――――――

○議長（馬場　衛）　日程第１　総務経済委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務経済委員会において審査中の事件について、

事前に配信しました申出書のとおり、会議規則第108条の規定によって閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。総務経済委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　ただいま異議ありとの声が出ましたので、ここで皆さん方の御意見をいただくために採決をしたいと思います。

継続審査に付することに賛成かそれに反対するかの採決をいたしますので、付することに賛成の方は挙手を挙げてくださいということで今からしますので、今事前に説明させていただいて、勘違いされる方がおられますので。

それではお諮りします。総務経済委員長からの申出の閉会中の継続審査に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手少数です。よって、継続審査は否決されました。

ただいま総務経済委員会の閉会中の継続審査については否決されました。

ここで、付託議案に係る議会運営協議のため暫時休憩といたします。

午前10時09分　休憩

午前10時50分　再開

○議長（馬場　衛）　休憩を解いて会議を再開します。

お諮りいたします。先ほど、総務経済委員会の継続審査については否決されましたので、委員会付託の議案第102号について、会議規則第44条の規定により、本日11時50分までに審査が終わるように期限を付することにしたいと思います。このことについて、直ちに日程に追加し議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

御案内してあります議事日程の日程番号がそれぞれ繰り下がることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（馬場　衛）　それでは日程第２　総務経済委員会付託の議案第102号について審査の期限を付することについてを議題といたします。

お諮りいたします。総務経済委員会で審査中の議案第102号について、本日11時50分までに審査を終了するように期限を付することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、総務経済委員会で審査中の議案第102号については、本日11時50分までに審査を終了するよう期限を付することが可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時51分　休憩

午前11時45分　再開

○議長（馬場　衛）　休憩を解いて会議を再開いたします。

総務経済委員会に付託中の議案第102号について、総務経済委員会の審査を終え、審査報告書が提出されました。したがって、本案は会議規則第38条の規定によって日程に追加し、会議で審議したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議事日程の日程番号が再度繰り下がることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（馬場　衛）　それでは、日程第３　議案第102号　湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定についてを議題といたします。

本案は、１月10日の本会議で総務経済委員会に付託し、事前に配信いたしました総務経済委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、総務経済委員長の報告を求めます。総務

経済委員長　滝本幸夫議員。

〔総務経済委員長　滝本幸夫登壇〕

○総務経済委員長（滝本幸夫）　総務経済委員長の滝本でございます。本12月定例会において、当総務経済委員会に付託されました議案第102号　湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について、１月14日午前10時及び１月21日午前11時より総務経済委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その結果の概要と結果を報告いたします。

初めに１月14日、総務経済委員会を開催し審議した結果、次の意見が上がりました。

反対意見として、目的外使用の定義は条項として必要である。条例において、条項の不足が見受けられる。

賛成の意見として、本条例未制定の場合、目的外使用の使用料が徴収できない。制定後に見直しが必要な場合、条例の一部改正できる。

以上のように、肯定・否定の様々な意見があり採決まで至らなかったため、総務経済委員会としては引き続き審査が必要であると判断し、委員の採決受け、議長へ継続審査の申請申入れをすることに決定しました。

次に、１月21日、総務経済委員会を開催し審議した結果、次の意見が上がりました。

①番として、議論の余地がある。目的や定義、許可基準を追加し、誰のための条例なのか明確にし、市民福祉の向上と公平性の担保ができるよう議論する必要がある。

②番として、条例の条項が不足。条例にない条項を規則に委任することは委任の拡大解釈である。条例で定めて、規則で細かく明記する形が市民に分かりやすい条例となると考えるため、他市の状況を確認して進めるべきである。

そのほかにも討論がございましたが、採決の結果、当総務経済委員会は賛成少数にて原案を否決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（馬場　衛）　総務経済委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの総務経済委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

討論を行います。本案に対する委員長の報告は否決です。まず本案に対する賛成討論の発言を許します。14番　竹内祐子議員。

〔14番　竹内祐子登壇〕

○14番（竹内祐子）　14番　竹内祐子。議案第102号の湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、この条例制定の目的は、地方自治法第228条第１項及び第238条の４第７項に基づき、行政財産の適正な目的外使用を確保し、その対価として公正な使用料を徴収するための制度を確立することにあります。本条例により、目的外使用の透明性が向上し、市民の皆様への説明責任も果たせる仕組みとなることが期待されます。

次に、条例の内容についてですが、本条例では、土地や建物などの使用料が明確に算定される基準が示されており、使用者間での公平が保たれています。また、公益性が高い事業や公共団体による使用に対しては、市長の裁量で使用料を減免できる規定も設けられており、地域社会への配慮も考慮されています。

さらに、条例により徴収された使用料は、市の財源の一部として活用され、住民サービスの向上に寄与するものと考えます。

特に、適正な使用料の徴収は行政財産の適切な管理運営に欠かせない要素であり、地方自治の健全な運営に資するものであります。

最後に、この条例が行政財産の利用に関する明確な指針を提供することで、不必要なトラブルを未然に防ぎ、より効率的で公平な資産運用が可能になると確信しております。

以上の理由で、議案第102号に私は賛成いたします。

○議長（馬場　衛）　ただいまの討論は賛成討論でした。

次に、反対討論のある方はございませんか。12番

楠　浩幸議員、どうぞ。

〔12番　楠　浩幸登壇〕

○12番（楠　浩幸）　12番　楠　浩幸でございます。私は、本条例に対して反対の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど賛成の討論をお伺いしていたところ、住民の福祉についても触れられておりましたけども、地域社会への有効利用も可能であるというふうにおっしゃられたわけなんですけども、この条文からはそのようなことが読み取れなかったんです。読み取れなかったんですよ。

委員会の中でも議論があったんですけれども、この目的外使用に対する条例制定が静岡県下で、湖西市を含めて２つの自治体しかないっていうふうにお話がありました。せっかく後発で条例を制定するんであれば、やはり誰のための条例なのか、何のための条例なのかっていうことをしっかりと明確にすべきだというふうに思うんです。市長にもお考えいただきたいんですけれども、やはり条例を制定するときに誰のための、何のための条例なのかっていうところを明確に示していただきたいという意味で、私は今回の条例に対して全く否定をするものではなく、１条に、まず最初にこの条例の目的を明確にしてほしいということなんです。

公共施設っていうのが地方自治法の第244条で、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として公の施設を設ける、そして住民ができるようにすることを定めた条文というふうに理解をしております。そもそも住民のための、住民福祉の増進のための公共施設だと、そんな中でも目的外使用を認めるということであれば、やはり市民の公共の福祉の増進ですとか地域の活性化ですとか、そしてもっと言えば地域産業ですとか地場産業、企業の振興に寄与するというようなことが明確にうたわれることによって、湖西市の発展にもつながるんじゃないかというふうに考えるわけなんです。

ですので１条に目的を明確にして、定義を明確にして、そして目的外使用の許可基準を先ほど申し上げたように市民の活動または地域振興に資する場合ですとか、地域産業や地場産業の振興に寄与する場合ですとか、観光振興・文化芸術活動等、公共性の高い活動に利用される場合ですとかその他ですね、市長が特に必要と認める場合っていうふうに明確に示すべきだというふうに思いまして、本条例制定についてはまだ一考の余地があるんではないかという思いで反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場　衛）　ただいまの討論は反対討論でした。

次に、賛成討論のある方はございませんか。17番　神谷里枝議員。

〔17番　神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝）　17番　神谷里枝。私は、議案第102号　湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について、賛成の立場からの討論を行います。

既に制定している他自治体の条例と比較しましても、先延ばしが必要なほど大きな条文・条項の欠落は私は確認ができず、速やかに条例制定し、湖西市の収入増を図るべきと考えます。

行政財産の使用に当たっては、利用する人も利用しない人にとっても公平かつ平等な受益者負担は必要不可欠であり、目的外に使用する場合は特に使用料を徴収すべきであると考えます。

先ほど反対討論の中にいろいろ住民福祉云々ということもありましたけども、そういったことは既に、例えば新居地域センター条例、西部地域センター条例、北部多目的センターの条例とそういったところには全て使用の制限、使用の許可、使用料等々いろいろが既に盛り込まれております。本条例はあくまでもまずは使用料、目的外使用に当たっては使用料の徴収ができるという、条例を制定したいという簡単明瞭な趣旨であります。あまり幅広く、深く捉えるのではなく、まずは一番、主な目的を皆さん理解していただければと思い、私は賛成討論といたします。

○議長（馬場　衛）　ただいまの討論は賛成討論でした。

反対討論の方はございますか。先に９番　福永桂子議員、どうぞ。

〔９番　福永桂子登壇〕

○９番（福永桂子）　９番　福永桂子です。私は、議案第102号　湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、行政財産の目的外使用料を規定して、徴収をするための制度設計を行うものと理解はしております。しかし、以下のような課題があります。

目的のその条例の意図が不明瞭です。ゆえに、目的として市民福祉の向上、地域の活性化、市民や事業者の多様な活動支援といった、具体的な公共利益に焦点を当てていることを明確にします。これによって、市民にとって条例がどのような利益をもたらすのかを理解しやすくなり、条例の市民目線が強化されます。また、市民参加を促進する基盤になる可能性もあります。

２つ目として、定義の明確化が不足しています。目的外使用の具体的な内容や対象範囲について曖昧さが残っています。ゆえに、定義として目的外使用の具体例を列挙し、条例の対象範囲を明確化すべきと思っています。

３つ目として、使用料第２条の市長が定める額についても精細な基準が不明瞭で、市民や利用者に不透明な印象を与えます。ゆえに、使用料の具体的な算出基準を別途ガイドラインとして定め、公表しなければならないと入れる必要があると思います。市民のための条例であることを私は重視いたします。

先ほど、反対討論された同僚議員が誰のための条例なのか、何のための条例なのかというところを明確に示していただきたいとの御発言がありました。私もこの条例に反対ではありません。しかし、これらの改善案を反映することで、市民にとって理解しやすく、公平性・透明性を持った条例となるよう再検討を求めます。

これで私の反対討論とさせていただきます。

○議長（馬場　衛）　ただいまの討論は反対討論でした。

お諮りいたします。12時を過ぎましたが、本議案の採決まで行いたいと思いますので続けさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　では、続けさせていただきます。

ほかに討論のある方はございませんか。３番　寺田　悟議員。

〔３番　寺田　悟登壇〕

○３番（寺田　悟）　３番　寺田　悟です。議案第102号　湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定についての反対の立場で反対討論をさせていただきます。

本条例案は、担当課において業務多忙の中、12月定例会の上程に合わせて調査・研究し、作成していたことを感謝申し上げますとともに、担当者方々の御苦労に敬意を表します。

湖西市には、行政財産の目的外使用に係る使用料の条例がなく、その必要性は私も十分に理解しておりますし、必要な条例だと思っております。しかしながら、本条例案の内容では市民の皆さんも御理解・御納得がいただけないと考え反対させていただきます。

本条例案は全６条が定められており、第１条趣旨、第２条使用料、第３条目的外使用の減免、第４条目的外使用料の納付、第５条目的外使用料の不還付、第６条委任で構成されています。しかし、本条例案では目的外使用の定義が明記されておらず、第１条の趣旨の中で、上位法である地方自治法の条項が記載されているだけで、市民には本条例の使用外目的が何であるのか不明確であります。また、使用の許可や取消し、使用できる期間、権利関係、原状回復、損害賠償、延滞金などの条項がないため、目的外使用を行おうとする市民に分かりづらく、市と使用者との間でトラブルが発生した場合、条文に明記されていないことがその根拠性に乏しく、早期解決に支障を来すおそれがあります。

市側は、損害賠償などは民法を根拠として請求できるとの見解ですが、他法令の前に本条例で定めるべきものであると考えます。

さらに、総務経済委員会審議の場では、条例で定められていない項目については、規則で定めるので問題はないとの説明でしたが、条例は地方自治体の

議会で制定される法律の一種で、規則はその具体的な運用方法を定めるものです。規則は、本条例自体の範囲や目的を逸脱しない範囲のものでなければなりません。本条例が定めていない条項を議会の議決を必要としない規則で定めることは、民主主義の地方議会における二元代表制において適切妥当なことなのでしょうか。規則で条例の本質部分を定め、市民の代表である議員の目の届かないところで運用されることをよしとするのでしょうか。

本条例案の第６条には委任の条項があります。この６条は、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めるとありますが、委任条項の適用範囲というものは条例の特定の事項について、詳細な規則や施行規則を定めることができる権限で、条例で定めた基本的な方針や枠組みの範囲に基づいて、細部の運用や実施方法を規則で定めることができるようにするための委任条項です。条例に定められていない項目を新設できる権限を与えているものではありません。

よって、本条例の基本となる事項を条項立てて条文として明記の上、それを根拠として各条項の詳細や運用を規則で定めるべきものと考えます。あくまで条例・条文があり、その条文に基づいて規則があるべきと考えます。

本条例は、市民の権利に関わることです。市民の利用、市民福祉の向上、トラブルの予防及び回避、コンプライアンスという観点からも市民目線で市民に分かりやすく、透明性のある条例にすべきであることを申し上げ、皆様にお考えいただきたく私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（馬場　衛）　ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第102号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　賛成多数であります。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開を13時とさせていただきます。

午後０時12分　休憩

午後１時00分　再開

○議長（馬場　衛）　休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（馬場　衛）　日程第４　議案第１号　湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第８　議案第５号　湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの５件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場　衛）　市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之）　議案第１号から議案第５号までの５議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

令和６年８月８日、人事院は民間給与との格差を考慮し、本年度分の月例給及び期末勤勉手当の引上げを行い、また包括的な給与制度の整備を勧告しました。

本年度分の変更の具体的な内容としましては、俸給表について初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に引上げし、期末手当を年間0.05か月分、勤勉手当を年間0.05か月分引き上げるというものでございます。

本市におきましても情勢適応の原則に基づき、給料表の引上げ及び職員の期末勤勉手当、市三役の期末手当につきまして、今回の人事院勧告に係る国の取扱いに準じた改正を行おうとするものでございます。

次に、議員の皆様の期末手当は、国家公務員指定職の支給率に準じて支給しておりますが、人事院勧告において当該支給率に0.05か月分の引上げがあっ

たため、これに準じた改正を行おうとするものでございます。

次に、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当は、一般の職員と同等の支給率を次年度に適用させており、各手当について年間0.05か月分の引上げを令和７年４月から行おうとするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場　衛）　説明は終わりました。

初めに、議案第１号についてお諮りいたします。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第１号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場　衛）　次に、議案第２号についてお諮りいたします。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第２号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号についてお諮りいたします。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第３号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場　衛）　次に、議案第４号についてお諮りいたします。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

１番　相曽桃子議員。

〔１番　相曽桃子登壇〕

○議長（馬場　衛）　１番相曽桃子議員、どうぞ。

○１番（相曽桃子）　１番　相曽桃子です。議案第４号　湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、１点質問させていただきます。

人事院勧告に準拠して、市職員と同様に引上げを行う理由を教えてください。

○議長（馬場　衛）　総務部長、登壇して答弁をお願いします。

〔総務部長　安形知哉登壇〕

○総務部長（安形知哉）　お答えいたします。

今回の人事院勧告につきましては、一般職、あとは特別職、あとは議員の皆様に対しての人事の勧告であります。今回、やはり情勢適応の原則にのっとりということで、同じく各議員さん、あとは一般職についても国の取扱いに準じた改正を行っているという形で対応しております。

以上でございます。

○議長（馬場　衛）　相曽議員。

○１番（相曽桃子）　承知しました、終わります。

○議長（馬場　衛）　ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

１番　相曽桃子議員。

〔１番　相曽桃子登壇〕

○１番（相曽桃子）　１番　相曽桃子です。議案第４号　湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論を行います。

市議会議員につきましては、報酬は独自で決めるべきであり、人事院勧告に準拠して市職員と同様に引上げを行うことは適当ではないと考えるため、反対いたします。

○議長（馬場　衛）　ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第４号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手多数であります。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号についてお諮りいたします。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第５号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（馬場　衛）　日程第９　議案第６号　湖西市給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場　衛）　市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之）　議案第６号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、湖西市議会令和６年９月定例会にて議決をいただきました湖西市給水条例の一部を改正する条例につきまして、改正した水道料金表の別表に誤りがありましたので、訂正するための改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場　衛）　説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第６号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（馬場　衛）　日程第10　議案第７号　令和６年度知波田配水場更新工事の契約締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場　衛）　市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之）　議案第７号につきまして御説明申し上げます。

本案、令和６年度知波田配水場更新工事については、去る12月25日、総合評価落札方式を用いた一般競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社山下組が落札しましたので、２億3,980万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、本工事につきましては令和８年３月10日の完成を予定するものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場　衛）　説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第７号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（馬場　衛）　日程第11　議案第８号　令和６年度湖西市一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

○議長（馬場　衛）　市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之）　議案第８号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ２億7,577万4,000円を増額し、総額を269億9,551万7,000円にしようとするものでございます。

歳入の内容といたしましては、市税及び国庫支出金を増額するものでございます。

歳出の内容といたしましては、物価高騰による負担増を踏まえ、国の地方創生臨時交付金を活用し、令和６年度の住民税が非課税となる世帯に対する給付金に係る経費を計上するものでございます。

人件費につきましては、人事院勧告に準じた給与改定等を踏まえ増額するものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして繰越明許費の追加を行うものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げま

す。

○議長（馬場　衛）　説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

２番　山本晃子議員、どうぞ。

〔２番　山本晃子登壇〕

○議長（馬場　衛）　２番　山本晃子議員、どうぞ。

○２番（山本晃子）　２番　山本晃子です。議案第８号　令和６年度湖西市一般会計補正予算について質問をさせていただきます。

給付対象となる住民税非課税世帯数を教えてください。

○議長（馬場　衛）　健康福祉部長、登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長　太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志）　お答えいたします。

今回、補正をお願いしていますその給付金の対象世帯数につきましては、これから対象となる世帯のデータを抽出してまいりますので、今現在この時点で給付対象世帯をお伝えすることはできません。

参考までに、前回、令和５年度の非課税世帯で支給をした件数につきましては、世帯数として3,466世帯でございます。

以上でございます。

○議長（馬場　衛）　山本議員。

○２番（山本晃子）　ありがとうございます。給付対象の世帯の中に、外国人世帯というのは含まれますでしょうか。

○議長（馬場　衛）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、外国人世帯も含まれます。

以上でございます。

○議長（馬場　衛）　山本議員。

○２番（山本晃子）　ありがとうございます。では、対象となる外国人の住民税非課税世帯数を、昨年で結構ですが教えていただけますでしょうか。

○議長（馬場　衛）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志）　お答えいたします。

外国人世帯という定義といいますか、純粋に外国人だけで構成される世帯と日本人と外国人がいらっしゃる世帯もありますので、どちらか確定してお答えすることはできませんが、前回の実績で給付した世帯主の方が外国人である、そういった世帯の数につきましては245世帯ございます。

以上でございます。

○議長（馬場　衛）　山本議員。

○２番（山本晃子）　ありがとうございます。対象者なんですけれども、例えば外国人留学生というのは対象になるのでしょうか。

○議長（馬場　衛）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志）　お答えいたします。

今回、これから給付する事業におきましては、令和６年１月１日現在に湖西市に在住していて、さらに収入がないという申告をしていること、そして基準日である令和６年12月13日に湖西市に在住していれば、支給の対象となるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（馬場　衛）　山本議員。

○２番（山本晃子）　分かりました、ありがとうございました。

以上です。

○議長（馬場　衛）　以上で、山本議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第８号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したが

って、議案第８号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（馬場　衛）　日程第12　議案第９号　令和６年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

○議長（馬場　衛）　市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之）　議案第９号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を153万円増額し、総額を12億7,120万9,000円に、資本的支出を66万7,000円増額し、総額を16億8,282万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場　衛）　説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第９号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（馬場　衛）　日程第13　議案第10号　令和６年度湖西市水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

○議長（馬場　衛）　市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之）　議案第10号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を231万円増額し、総額を13億2,477万8,000円に、資本的支出を129万7,000円増額し、総額を５億4,759万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場　衛）　説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第10号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（馬場　衛）　日程第14　議案第11号　令和６年度湖西市病院事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

○議長（馬場　衛）　市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之）　議案第11号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を3,612万円増額し、総額を34億1,278万7,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場　衛）　説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第３項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場　衛）　以上で討論を終わります。

それでは、議案第11号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場　衛）　挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場　衛）　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ令和６年12月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後１時31分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　馬　　場　　　　衛

署名議員　　柴　　田　　一　　雄

署名議員　　加　　藤　　治　　司